

出産育児一時金請求書

海外で出産した場合

スタンレー電気健康保険組合理事長殿

被保険者の氏名 保険証の記号・番号	記号	番号	被保険者氏名	自署の場合は押印を省略できます。 (印)
被保険者の連絡先 (自宅住所)	〒 ー Tel ()			
被保険者の事業所名				
家族が出産した 場合はその方の	氏名	生年月日 昭・平 年 月 日		
出産した年月日	平・令 年 月 日	生産児数 人	死産児数 人	死産の時はその 妊娠経過期間 週
出生児の氏名	(続柄)			
出産した 医療機関等の	名称	所在地 Tel ()		
出産した方 ●被保険者 ⇒ 退職後6カ月以内の 出産ですか。 □はい ⇒ ●家 族 ⇒ 当組合に加入後6カ月 以内の出産ですか。 □いいえ		「はい」の場合 ●被保険者 ⇒ 現在加入している健保の「不支給証明書」を添付してください。 ●家 族 ⇒ 当組合加入前に加入していた健保の「不支給証明書」を 添付してください。		

↓被保険者の口座を記入してください。

振込先 (郵便局除く)	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 労働金庫 ☐ 農 協				☐ 支 店 ☐ 営業所 ☐ 出張所			
口座種別・番号 □ 座 名 義	☐ 普通(総合) ☐ 貯蓄 ☐ 当座						口座名義(カタカナで記入してください)	

証明欄(いずれか一方で証明を受けて下さい)	医師・助産師による証明 Certificate by the physician よる証明(生産のみ) 日本国の市区町村長に	生産者氏名 Name of mother			出産年月日 Date of birth	(MM/DD/CCYY) / /	
		出産の種類 Kind of Birth	Total number born live : _____ Total number stillborn : _____		妊娠週数 Duration of pregnancy	____Weeks and ____ days	
		上記のとおり相違ないことを証明する。 Certify the information provide above is true.					
		日付 Date ____ / ____ / ____ 医療施設の所在地 Address of medical institution _____ 医療施設の名称 Name of medical institution _____ 医師・助産師の氏名 Name of attending physician _____ サイン Signature _____					
		本籍			筆頭者氏名		
	母の 氏名	出生児 氏 名		出生年月日		令和 年 月 日	
	上記のとおり相違ないことを証明する。 市区町村長名 令和 年 月 日 (印)						

事業主欄	申請者の 渡航目的	☐ 業務命令による海外渡航(帯同する家族含む)⇒ ☐ 業務命令以外による渡航	渡航期間	自： 平・令 年 月 日 自： 平・令 年 月 日
	上記のとおり相違ないことを証明する。 事業主の所在地 令和 年 月 日 事業主氏名 (印)			

〔備考〕
被保険者の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記入してください。
(マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)

注意事項

【添付書類】

- 1.医療機関等が発行する※①「**領収書**」の原本を添付してください。
- 2.証明欄については、「生産」の場合は、医師・助産師又は市区町村長による証明のいずれか一方で証明を受けてください。
直接請求書に証明を受けられないときは、※②「**出産証明書**」の原本を添付してください。
※「死産」の場合は、医師・助産師による証明欄に、証明を受けてください。（妊娠週数等の記入が必要です。）
3. ※①「領収証」※②「出生証明書」が外国語で記載されている場合は、**翻訳者の住所・氏名を明記した「日本語翻訳文」を添付してください。**
- 4.海外に渡航した事実が確認できる書類（パスポート等）の写し、海外の医療機関等に対して療養内容の照会を行うことの同意書を添付してください。（4の書類については、業務命令による海外渡航者（帯同する家族含む）を除く。）
- 5.被保険者（本人）の出産で当健保の資格喪失後6カ月以内の出産のときは、現在加入している健保の「不支給証明書」を添付してください。
被扶養者（家族）の出産で当組合に加入後、6カ月以内の出産のときは、当組合加入前に加入していた健保の「不支給証明書」を添付してください。

【記入上の注意】

- 1.国外への送金を行わないため、国内の金融機関をご指定ください。
- 2.健康保険の給付を受ける権利は2年間で消滅します。出産育児一時金の時効の起算日については「出産日の翌日」となります。